イ　同種工事２
・新築又は増築で躯体、外装及び内装を含む建築一式工事
㋐　建物用途　戸建住宅、倉庫及び車庫を除く用途
㋑　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造（プレハブを除く）又は鉄筋コンクリート造
㋒　建物規模　延べ面積1,000㎡以上（増築にあっては、増築部分の延べ面積とする。）
ウ　同種工事３
・新築又は増築で躯体、外装及び内装を含む建築一式工事
㋐　建物用途　戸建住宅、倉庫及び車庫を除く用途
㋑　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造（プレハブを除く）又は鉄筋コンクリート造
㋒　建物規模　延べ面積500㎡以上（増築にあっては、増築部分の延べ面積とする。）
※　上記アからウについては、民間工事でも可とする。

⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊現場説明書、別冊図面及び別冊仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに本工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合においては、監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、２級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有する者を配置すること。

イ　平成15年度から資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了した⑸イの基準を満たす工事を元請として施工した工事経験（民間の施工経験でも可。以下同じ。）を有すること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者又は監理技術者が⑸イの基準を満たす工事の経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての工事経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。
㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を60点とする。

イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、０～60点の範囲で「加算点」を与える。
評価項目　鉄骨工事の品質向上に資する施工方法の具体的な取り組みとその効果（入札説明書参照。）

ウ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。
評価項目
㋐　品質確保の実効性
㋑　施工体制確保の確実性

エ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局
〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局営繕部営繕管理課営繕契約専門官　後藤田政晴（代表）電話011―709―2311（内線5715）

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成30年４月20日から平成30年７月９日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、９時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

⑶　申請書、資料及び見積書の提出期間、場所及び方法　平成30年４月20日９時00分から平成30年５月21日14時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成30年４月20日９時00分から平成30年５月21日14時00分までに、上記４⑴の申込先へ、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成30年６月14日から平成30年７月９日まで（利付国債の提供の場合は平成30年６月25日まで。）に持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は、〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎
北海道開発局営繕部営繕管理課営繕契約専門官（代表）電話011―709―2311（内線5715）

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書等の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙による持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

ア　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成30年７月９日12時00分。

イ　持参、郵送又は託送による入札の受領期限は、平成30年７月９日12時00分。提出先は、北海道開発局営繕部営繕管理課営繕契約専門官。
開札は、平成30年７月12日10時00分北海道開発局入札執行室にて行う。